

前橋市監査委員公表第3号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年4月5日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	須	賀	博	史
同	新	井	美	咲子

健康部定期監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和5年1月13日～3月13日

措置通知書提出日 令和5年3月31日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：保健総務課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 予定価格について</p> <p>保健所等産業廃棄物（廃蛍光管・廃乾電池）処理委託業務において、過去の実例価格等から予定価格を定められるにもかかわらず、予定価格を定めていなかった。</p> <p>契約規則、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり、予定価格を定め、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：保健予防課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 予定価格について</p> <p>エイズカウンセラー業務、群馬県内相互乗り入れ予防接種業務及び予防接種業務において、適用する単価が設定されていること等から、予定価格を定められるにもかかわらず、予定価格を定めていなかった。</p> <p>契約規則、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり、予定価格を定め、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：衛生検査課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 予定価格について</p> <p>犬猫処分業務ほか複数の業務において、適用する単価が設定されていること等から、予定価格を定められるにもかかわらず、予定価格を定めていなかった。</p> <p>契約規則、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり、予定価格を定め、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>保健所等産業廃棄物（廃蛍光管・廃乾電池）処理委託業務において、契約規則や役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり、予定価格を定めることとし、令和5年度使用予定の実施起案にあらかじめ予定価格を定める旨の記載をしておくことで、適正な事務処理を行うよう改善した。</p> <p>今回指摘のあった予定価格については、契約規則及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとりした事務を行うことを、保健予防課全体で再確認し、令和5年度の契約業務の実施については、予定価格を定め適正な事務処理を行った。</p> <p>また、課内で契約事務に関する研修を行い、職員全体で契約事務に関する認識を深めた。</p> <p>契約事務については、契約規則、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり、予定価格を定めることを衛生検査課全体で再確認し、令和5年度の契約業務の実施については、予定価格を定めて、適正な事務処理を行った。</p>